

平成29年10月30日

「道路協力団体」を募集します

平28年4月に創設されました道路協力団体制度に基づき、「道路協力団体」を募集します。

[道路協力団体制度とは](#)、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。

今回は特に、活動を行おうとする区間で直近数年間にわたり道路管理者と協力して道路管理に資する清掃・除草等の公的活動を行っている実績があり、今後さらにその活動を充実させるため道路空間を活用して収益を得る活動を行い、両者を有機的に連携させ、道路空間の快適性の向上等にご協力頂く法人等を募集します。

1. 募集期間

- ・ 事前相談期間：平成29年10月30日(月)から平成29年11月10日(金)まで
※道路協力団体の指定を受けようとする法人等は、申請書類の記載内容等について、事前相談期間内に必ず相談して下さい。
- ・ 申請受付期間：平成29年11月13日(月)から平成29年11月24日(金)まで

2. 募集要項等（滋賀国道事務所管内）

国道1号、8号、21号、161号の国管理区間についての募集要項、申請様式等を下記に掲載しています。

[募集要項](#)

[申請書類の様式](#)（近畿地方整備局のサイトへ）

3. 問い合わせ先

近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課 道路協力団体申請担当
TEL 077-523-1816（直通）